



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年10月23日金曜日 第2718号

### ◇ 目次 ◇

自衛官候補生の募集.....（総務管理課）...1098  
 自衛官候補生の採用試験.....（ " ）...1098  
 解除予定保安林（2件）.....（森林整備課）...1098  
 同意の成立（漁獲共済）.....（漁政課）...1098  
 公有水面埋立免許の出願.....（港湾海岸課）...1099  
 公聴会の開催.....（都市計画課）...1099  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）...1100  
 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）...1100  
 道路の区域変更（県道美川小田線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）...1101  
 道路の供用開始（県道美川小田線）.....（ " ）...1101  
 道路の供用開始（県道久万中山線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1101

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1284号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成27年10月23日

愛媛県知事 中村時広

- 男子（平成27年度3・4月採用分）  
平成27年10月29日（木）から  
11月10日（火）まで

#### ○愛媛県告示第1285号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成27年10月23日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成27年11月14日（土）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

#### ○愛媛県告示第1286号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年10月23日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
八幡浜市穴井5番耕地341の6
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年10月23日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
西宇和郡伊方町亀浦字ワサキ678の1、678の3、687の3
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第1288号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

#### ○愛媛県告示第1287号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律

平成27年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業
深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	(1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

○愛媛県告示第1289号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び西条市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年10月23日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

愛媛県西条市明屋敷164番地

代表者 西条市長 青野 勝

愛媛県西条市楠甲453番地9

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

愛媛県西条市ひうち字西ひうち7番7から同7番19までの地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち1点から4点までを順次直線で結ぶ平成9年7月18日付け愛媛県指令第137号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D・L・+2.95メートルにより決定）、4点から12点までを順次直線で結んだ線、12点と13点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線、13点から18点までを順次直線で結ぶ平成18年3月29日付け愛媛県指令17港第685号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D・L・+3.40メートルにより決定）及び18点と1点を結ぶ平成26年の秋分の満潮位（D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち20番地、国土地理院「ひうち緑地」四等三角点）は、北緯33度56分15.8675秒、東経133度12分15.3700秒の地点

1点は、基点から真北293度14分46秒1.65652メートルの地点

2点は、1点から真北343度57分01秒56.22メートルの地点

3点は、2点から真北253度57分01秒3.22メートルの地点

4点は、3点から真北343度57分01秒444.54メートルの地点

5点は、4点から真北73度58分00秒11.94メートルの地点

6点は、5点から真北163度58分00秒1.31メートルの地点

7点は、6点から真北73度58分00秒50.10メートルの地点

8点は、7点から真北343度58分00秒0.11メートルの地点  
9点は、8点から真北73度58分00秒39.52メートルの地点  
10点は、9点から真北163度58分00秒448.90メートルの地点

11点は、10点から真北73度58分00秒0.30メートルの地点

12点は、11点から真北163度58分00秒0.55メートルの地点

13点は、基点から真北296度25分40秒1.627.67メートルの地点

14点は、13点から真北164度24分26秒0.05メートルの地点

15点は、14点から真北253度56分18秒41.40メートルの地点

16点は、15点から真北163度52分44秒38.00メートルの地点

17点は、16点から真北253度52分44秒0.60メートルの地点

18点は、17点から真北163度52分44秒12.00メートルの地点

ウ 面積

47,716.26平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

愛媛県西条市ひうち字西ひうち6番1から同7番16までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち20番地、国土地理院「ひうち緑地」四等三角点）は、北緯33度56分15.8675秒、東経133度12分15.3700秒の地点

A点は、基点から真北285度58分23秒1.978.47メートルの地点

B点は、A点から真北343度53分29秒20.00メートルの地点

C点は、B点から真北73度53分29秒373.46メートルの地点

D点は、C点から真北343度53分29秒581.09メートルの地点

E点は、D点から真北72度31分22秒989.52メートルの地点

F点は、E点から真北122度48分26秒137.09メートルの地点

G点は、F点から真北184度01分42秒502.55メートルの地点

H点は、G点から真北253度57分28秒774.98メートルの地点

I点は、H点から真北163度57分28秒10.54メートルの地点

J点は、I点から真北253度57分28秒59.80メートルの地点

K点は、J点から真北163度57分28秒50.00メートルの地点

L点は、K点から真北253度57分28秒58.96メートルの地点

M点は、L点から真北343度57分28秒10.00メートルの地点

ウ 面積

575,642.60平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 出願年月日

平成27年10月1日

○愛媛県告示第1290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第1号）第2条の規定により、次

のとおり公聴会を開催する。

平成27年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成27年11月6日(金)19時00分から
- 2 場所 内子自治センター 2階 中会議室
- 3 公聴会の案件及びその概要
  - (1) 案件  
内子都市計画道路の変更案について
  - (2) 案件の概要  
内子都市計画道路中3・3・1内子橋古田線及び3・4・2駅前通り線を変更する。
- 4 公述の申出等
  - (1) 公述の申出  
公聴会に出席して意見を述べようとする者(内子町に在住の人ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。
  - (2) 申出の期限  
平成27年10月30日(金)まで  
なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。
  - (3) 問合せ先  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県土木部道路都市局都市計画課都市計画グループ  
(電話 089 - 912 - 2738)

○愛媛県告示第1291号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
新居浜電子株式会社  
新居浜市王子町1番10号  
代表取締役社長 佐伯 典之
- 2 事業場の名称及び所在地  
新居浜電子株式会社  
新居浜市王子町1番10号
- 3 特定施設に関する事項  
銀コート銅粉めっき装置

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第66号 電気めっき施設
特定施設の能力	1日当たり40キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後約2ヶ月

○愛媛県告示第1292号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 4.0 最大 4.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 750
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,750
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	通常 1.0 最大 1.5	

備考 汚水等は、全量産業廃棄物として処理する。

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量 1号排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.8 最大 8.6
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.8 最大 9.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 9.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.27 最大 0.60
	通常 730 最大 818	

備考 この他に、雨水排水口が3箇所ある。

平成27年10月23日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第26号 平成27年10月13日	伊予市稲荷字池ノ内甲335番	伊予郡松前町大字浜764番地1 永 井 一 生

○愛媛県告示第1293号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年10月23日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
27中局建(開)第27号 平成27年10月14日	伊予郡松前町大字筒井字唐新開1031番1	松山市古川西三丁目1番1号 株式会社コーシンコンストラクション 代表取締役 福 柁 浩 司

○愛媛県告示第1294号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4032番3から 同町大川4043番3まで	旧	メートル 6.7~30.2	キロメートル 0.029	
			新	10.5~33.8	0.029	

○愛媛県告示第1295号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4014番2から 同町大川4031番2まで	平成27年10月23日

○愛媛県告示第1296号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1411番11から 同町白杵1407番まで	平成27年10月23日